## 福井女子中学生殺人事件の一刻も早い再審開始決定を求める署名

## 名古屋高等裁判所金沢支部第2部 裁判長 山田 耕司 殿

前川彰司さんと父禮三さんが、2022 年 10 月 14 日に再審請求を提出した福井女子中学生殺人事件(1986 年 3 月 発生)の第2次再審請求事件について、迅速な進行による再審開始決定を要請します。

本件は、捜査に行き詰まった捜査機関が、別件勾留中の暴力団組員による減刑目的での虚言を利用して「目撃供述」を捏造した冤罪事件です。

今回、弁護団は4つの有力な新証拠を出しています。一つは、犯行後に前川さんが乗ったとされる車から血液反応が出なかったことが不自然・不合理であることを証明する再現実験の結果です。血だらけの前川さんを乗せたとされる車の「ダッシュボードに手形の血痕が付着していた」という組員の供述にもかかわらず、当該箇所のルミノール検査が陰性を示していました。この陰性結果について、検察が主張する車内の清掃や日照の影響ということでは十分に説明できないことが実験で明らかになり、組員の血痕目撃供述は崩れました。

また、2種類の供述心理学鑑定によって、(1)主要関係者に否認供述があること、(2)関与供述の形成経過や中核部分に実体験に基づかない情報が混入している「非体験性徴候」といえる不合理な特徴が存在することが明らかになりました。

さらに、精神医学意見書と前川さんの医療記録によって、本件をシンナー中毒による精神能力低下のもとでの犯行であるとする組員らの供述や有罪判決の認定が、本件現場の状況とも、また、前川さんの当時の医療記録ともまったく整合せず、犯行の動機や経過を説明しえないものであることが判明しました。

1審福井地裁は、「関係者らの証言は信用できない」として無罪判決としましたが、2審名古屋高裁金沢支部は、「関係者らの証言の大要が一致している」という理由だけで逆転有罪判決を言い渡し、最高裁が上告を棄却したため、前川さんは服役を余儀なくされました。また、第1次再審請求も、名古屋高裁金沢支部は再審開始を決定しましたが、名古屋高裁本庁は再審開始を取り消し、最高裁は特別抗告を棄却しました。このように、裁判所の判断が分かれていることからも、有罪を支える証拠構造の脆弱さは明らかであり、唯一の証拠ともいうべき関係者の関与供述に一層重大な疑問が生じました。よって、確定判決の有罪認定を維持しがたいことは明らかです。

貴裁判所におかれては、前川さんの犯行を示す客観的証拠は何もなく、逮捕以来35年間にわたり、一貫して無実を訴えていたにもかかわらず長い年月が経過し、雪冤がままならないまま57才を迎え、父禮三さんが89才に達し、お母さんが悲嘆のうちに亡くなっている悲惨な現状に思いを致し、提出済みの新証拠に加えて、検察や警察が隠し持っている証拠を直ちに開示させるなど、迅速な進行により、「疑わしきは被告人の利益に」の鉄則に則り、一日も早く再審開始決定をされるよう切に要請する次第です。

氏	名	住	所

〒910-0026 福井市光陽 3 丁目 4-18 日本国民教援会福井県本部 TEL・FAX 0776-43-0854 日本国民教援会福井県本部・前川彰司さんを守る福井の会